

第10回 中世松江の「筌(うけ・せん)」漁業

はじめに

松江では宍道湖七珍、特に蜆漁に代表されるように内水面漁業が盛んであり、『出雲国風土記』にも「朝酌促戸」に「筌」が設置されて様々な魚が捕えられていたことが記されています。

ここでは中世の松江における「筌」漁業について、史料から考えてみたいと思います。

1. 朝酌の「筌」

まず取り上げるのは鎌倉時代の貞応2(1223)年7月28日の関東下知状写(『宝永三年(1706)秋鹿・島根両郡神社書出帳』成相寺文書)です。筆写の際の誤字・脱字がありますので、修正したものを書き下し文にして掲げます。

早く津田郷の濫妨を停止せしめ、本地頭仲光の例に任せて、出雲国朝酌郷内たるべき筌の事

右の筌は、朝酌仲光の知行に付き、また子息同じく相違無く沙汰を致すのところ、津田郷より濫妨を致すと云々、甚だ新儀なり、早く先例に任せて朝酌に付くべきの状、仰せに依り下知、件の如し、

貞応二年七月廿八日

前陸奥守平

筆写の際の誤字・脱字はあるものの、北条義時が発給した関東下知状の写として特に不自然な点はなく、朝酌郷と津田郷の間で相論となった「筌」について、朝酌郷への帰属を命じた鎌倉幕府の判決書です。

朝酌では『出雲国風土記』の時代以来、中世においても「筌」漁業が行われていたことがわかります。

2. 白潟の「筌」

次に戦国時代の天正17(1589)年12月26日の小川方友・神右衛門尉連署状(売布神社文書)を見てみましょう。これも書き下し文にして掲げます。

以上

白潟橋姫御神領の事、筌上下ならびに御頭田共に、先年より置き抱えらるるの由候、その手筋を以て、則ち預け置き候、(中略)、何れも向後共に相違無きために一筆、件の如し、

天正十七

小川善兵衛尉

極月廿六日

方友(花押)

御中間

神右衛門尉(花押)

青砥左京進殿 まいる

小川方友・神右衛門尉連署状 売布神社所蔵



上掲文書の部分拡大

これは毛利氏が白濁橋姫神社(現在の売布神社)の青砥信重に与えた文書ですが、「筥上下」が神領として記されています。「上下」とあることから白濁橋姫神社付近の大橋川の上流部と下流部の二ヶ所に設置されていたと考えられます。

白濁橋姫神社は、観応元年(1350)の北垣光政軍忠状などに「白濁橋」が見え、応永5年(1398)年成立の『大山寺縁起絵巻』には白濁橋と考えられる橋と鳥居が描かれていることから、白濁橋姫神社も南北朝期以前から存在したと考えられます。白濁の「筥」も南北朝期には既に存在していたことが推測されます。

3. 様々な「筥」

では「筥」漁業とは実際にはどのようなものだったのでしょうか。

筥は一般的には竹などを編んで作った筒状の漁具で水に沈めて使用され、古くは弥生時代の出土例(大阪府東大阪市山賀遺跡・福岡県春日市辻田遺跡)や七世紀後半の出土例(静岡県伊場遺跡)が知られています。ただし、地域によってさまざまな呼名(タツベ・モジなど)や形態があり、また築などと結合して使用したり、複数個を連結して使用したりする場合もあり、築と筥が混同される場合もありました。

宍道湖で現在も使われているうなぎ筥(左)とえび筥(右) 松江市所蔵



中世の史料に「筥」を探すと以下のような史料があります。

まず『金剛仏子叡尊感身学正記』弘安4年(1281)4月25日条には、叡尊が宇治平等院別院で授戒を行った際、「網三十帖」と「筌十五」を焼き、鯉三十匹を放して、殺生禁断を示したことが記されています。宇治川では「筌」を用いた漁業が行われていたのです。

なお建久8年(1197)11月日鴨御祖社司申状・建久8年(推定)宇治河鰻請陳状には、宇治川に「鰻請(うなぎうけ)」と呼ばれる石積みを作って鰻を捕り、本人たちも「鰻請」と呼ばれる漁民が存在していたことが記されています。(原文書では「鰻」は「魚+亼」)

その漁法は川の中に石組を作り、その中に筒状の筌を設置し、あるいは手づかみで鰻を捕えたと考えられています。

また豊後国阿南荘松富名の利権を折半した際の乾元2年(1244)5月18日の中分状には、川の利権について次のように記されています。平仮名を適宜漢字に置き換えて掲げます。

一 川の事

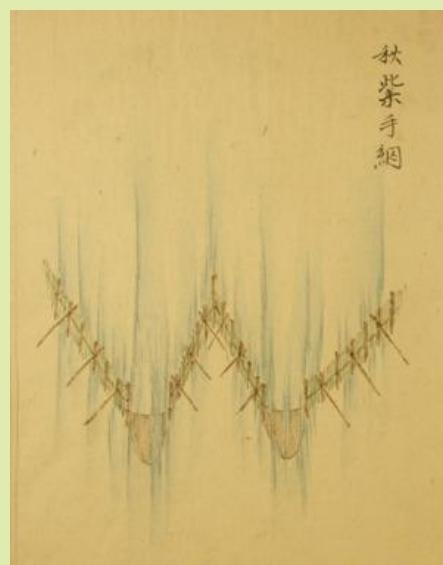
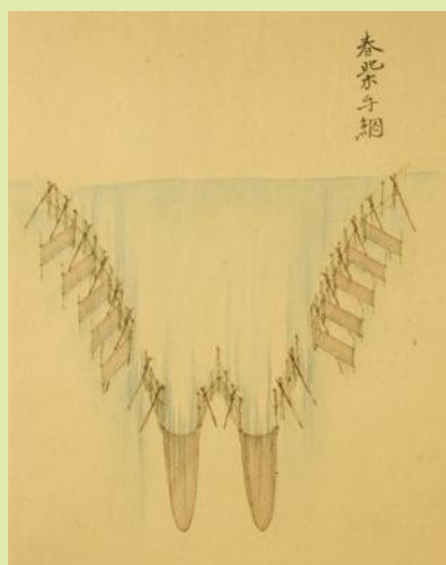
築に於きては、年により流水変ずる間、兼日に定め難し、然れば即ち、地頭分四枚の内、善悪を両方に配分して沙汰あるべし、次に筌の事、両方の屋敷付を以て沙汰を致すべし、

この中分状では築は四枚とあり、流路の変化によって漁獲量に影響がでることから、簡単に位置を変えて設置することが困難で、ある程度、恒常的に設置されていたと考えられ、一般的な築と考えられます。これに対して筌は「屋敷付」とあり、屋敷地に接する範囲の川に流路に応じて、比較的簡便に設置できたと考えられ、一般的な筌と考えてよいのではないのでしょうか。

同じく「筌」と記されていても、その実態は地域によって様々でした。

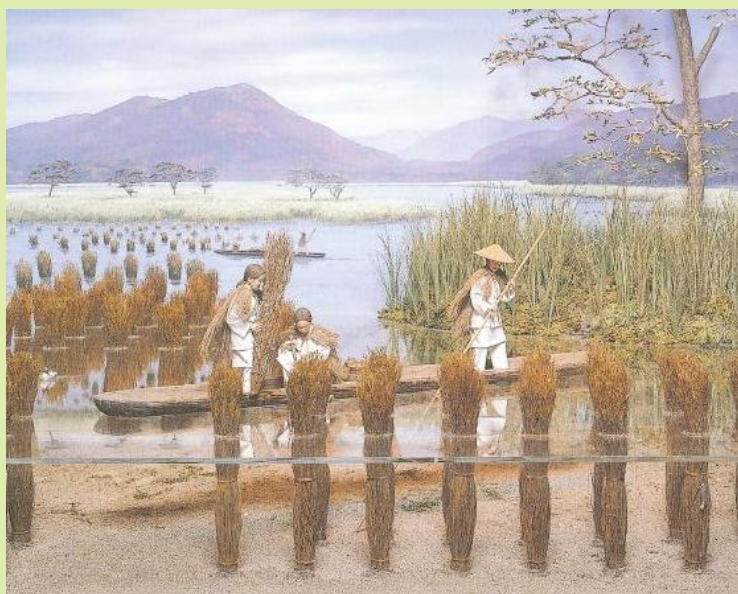
4. 中世松江の「筌」

ところで、出雲国における「筌」は一般的な筌とは異なるものであった可能性が指摘されています。



明治期に描かれた柴手網の図 (『出雲石見魚漁図解』 島根大学附属図書館所蔵)

森田喜久男氏は『出雲国風土記』の「朝酌促戸」の「筥」について、近世出雲では「筥」は「ひび」と読み「しばて網」（「しばて」(柴手・芝手)は竹や木で作られた垣根状のもので、魚道を遮断し魚を一か所に誘導するもの。その先に網を設置して魚を捕える)を指し、『出雲国風土記』の「東西に亘す」という表現から、この「筥」は近世の「しばて網」あるいは伊場遺跡出土の筥・えり(文字は「魚+入」)に類似するものであった可能性を指摘しています。そして、さらにその設置場所を魚見塚古墳北方で朝酌側から松崎島にかけて朝酌川を横断して設置されたと想定しています。また島根県立古代出雲歴史博物館の展示では、近世出雲での「筥」=「ひび」と、東京湾でノリ養殖に用いられていた「ひび」から、「朝酌促戸」の「筥」を木や竹の枝を束ねたものを水中に沈める「柴漬(ふしづけ)」のような漁法としています。



島根県立古代出雲歴史博物館の「朝酌促戸の筥漁 模型」

(『古代出雲歴史博物館展示ガイド』より転載)

では中世の朝酌の「筥」はどのようなものだったのでしょうか。この「筥」は朝酌郷地頭と津田郷の間で相論され、「朝酌郷内」とされています。この「筥」は津田郷側が津田郷内であると主張するなんらかの根拠を持ち得るものだったと考えられます。ここで森田氏の研究を参考にすれば、鎌倉時代の朝酌の「筥」は朝酌郷の多賀神社付近の岸から対岸の津田郷にかけて川を横断するように「しばて」などを設置して魚道を狭め、その最奥部に網などを設置する形態だったのではないのでしょうか。

一方、白潟については、『松江湖漁場由来記』に記された江戸時代の延享3年(1746)の「白潟漁師仲ま議定之覚」には「白潟筥・柴手・越中網・行灯網」と記されており「筥」と「柴手網」は異なる漁法であった可能性もあり、伊藤康宏氏は白潟の「筥」を「烏帽子形の網具」としています。

中世松江の「筥」の実態はまだ謎に包まれています。

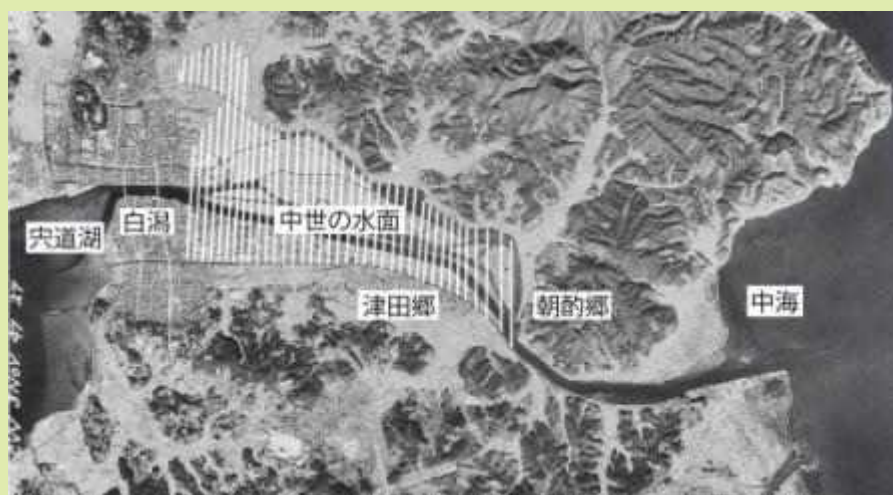
おわりに

江戸時代の松江を描いた絵図を見ると現在のくにびき通りより東の、朝酌川と天神川に挟まれた範囲は、現在よりもずっと広く水面や湿地だったことがわかります。

中世の松江には宍道湖・中海とさらにその間にも湖面が広がっており、この三つの湖は白潟・朝酌の両地点で最も水面が狭くなる形で並んでいました。朝酌と白潟付近とは、三つの湖を往来する魚が集中する場所であり、その両地点で「筌」による漁業が行われていたのです。

なお中世には「筌」による漁業以外に引網や四手網、鵜飼など様々な漁法が行われており、松江の三つの湖でもさまざまな漁法が行われていたと考えられます。これらについても史料・資料の発掘に努める必要があります。

中世松江の内水面（1947年の空撮画像(国土地理院)に加筆)



主な参考文献

伊藤康宏「松江湖漁場由来記」解題(『日本農書全集 59 漁業 2』農山漁村文化協会、1997)

伊藤康宏『山陰の魚漁図解』(今井出版、2011)

日本学士院編『明治前日本漁業技術史 新訂版』(臨川書店、1982)

森田喜久男「朝酌郷の景観と生業」(『島根県古代文化センター研究報告書』7、2000)

渡辺誠「漁業の考古学」(永原慶二・山口啓二ほか編『講座日本技術の社会史 2 塩業・漁業』日本評論社、1985)

(平成 23 年 7 月 1 日 中世部会 西田友広)